

秋田県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和6年3月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	羽後向田 館合線	雄勝郡羽後町田代字黒沢38番6地先から朴渕 112番1地先	16.20～23.00	0.059
	新	羽後向田 館合線	雄勝郡羽後町田代字黒沢38番6地先から朴渕 112番1地先	26.40～28.00	0.059

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和6年3月15日（金）から同月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）